

公益社団法人空気調和・衛生工学会
主催、共催、後援及び協賛に関する規程
平成26年3月13日 理事会制定

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会(以下「当法人」という。)が行う主催、共催、後援及び協賛の基準について、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 本規程において、用語の意義は、当該各号に定める。

- (1) 主催とは、当法人が事業等の主体となり、当法人の責任において当該事業等を実施することをいう。
- (2) 共催とは、当法人及び他の複数の団体等が事業等の主体となり、共同で当該事業等を実施することをいう。
- (3) 後援とは、当法人以外の団体等が実施の主体となる事業等に対し、当法人がその実施趣旨に賛同し、原則として当該事業等に要する経費の負担をせず、当法人の名義を使用させることをいう。
- (4) 協賛とは、当法人以外の団体等が開催の主体となる事業等に対し、当法人がその実施趣旨に賛同し、一切の経費負担をせずに、当法人の名義を使用させることをいう。

(共催、後援、協賛の決定)

第3条 定款第3条に規定する目的及び定款第4条に規定する事業に則っていることを基準として、総務理事が個別に判断し、理事会へ報告する。

- 2 費用負担が生じる場合は、承認基準に基づき当該事業の内容等を審査し決定前に代表理事と協議し理事会へ報告する。

なお、費用負担額が50,000円を超える場合は、理事会の承認を得る。

(承認基準)

第4条 承認基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公益性が認められること。
- (2) 当法人の目的、事業に照らし、必要と認められ、主催者及びその団体の役員等が確認できること。
- (3) 主催者が特定の政党、宗教その他の政治的団体又は宗教的団体、反社会的活動、組織と関連がないこと。
- (4) 事業等が営利を目的としない商業的行為及び活動でないこと。
- (5) 事業等の開催又は開設の場所が公衆衛生、災害防止等について十分の設備及び措置が講じられていること。

(申請)

第5条 共催、後援及び協賛の承認を受けようとする団体等は、事業等を実施する前に団体等の名称、代表者氏名、事業名称、期日、事業概要を書面にて提出しなければならない。

(承認等)

第6条 総務理事は、前条の申請書の提出を受けた場合は、第4条の規定に基づき申請内容を審査し、適当と認めるときは当該申請者に承認書を交付し、承認しないときは理由を付した文書を当該申請者に通知するものとする。

(支部)

第7条 支部担当理事が所掌する支部において団体等からの申請を受け共催、後援及び協賛の承認を行う場合は、支部担当理事が第4条の規定に基づき申請内容を個別に判断し、理事会へ報告する。

- 2 支部の名義使用に関する申請等は支部の総務幹事が手続きを行う。
- 3 費用負担が生じる場合は、支部担当理事が第3条第2項の規定に従う。

(事務局)

第8条 申請書等は事務局長が第4条の規定に基づき申請内容を確認し総務理事へ通知する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、総務理事が起案し、理事会の決議を得る。

附 則

- 1.本規程は、平成26年3月13日から施行する。